2　罰則
　罰則について所要の規定を設けることとした。（第二条関係）
3　附則
　特定行政庁は、建築基準法第八四条第一項の規定により指定された区域であって同条第二項の規定により同条第一項の期間が延長されたものについては、当該期間が満了するまでの間は、㈠の規定による指定をすることができないこととした。
4　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（政令第一一四号）（国土交通省）

1　漁港漁場整備法の特例
㈠　農林水産大臣又は法第三条第二項の県は、同条第一項又は同条第二項の規定により特定災害復旧等漁港工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならないものとすることとした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とすることとした。（第二条第一項及び第三条関係）
㈡　法第三条第三項又は同条第四項の規定により農林水産大臣又は同条第二項の県が同条第一項の被災県又は同条第二項の被災市町村に代わって行う権限を定めることとした。（第二条第二項及び第三条関係）
2　砂防法の特例
㈠　国土交通大臣は、法第四条第一項の規定により特定災害復旧等砂防工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を告示しなければならないものとすることとした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とすることとした。（第四条第一項関係）
㈡　法第四条第二項の規定により国土交通大臣が同条第一項の被災県の知事に代わって行う権限を定めることとした。（第四条第二項関係）
3　港湾法の特例
　法第五条第二項の規定により同条第一項の被災県が負担する金額は、特定災害復旧等港湾工事に要する費用の額（港湾法第四三条の二から第四三条の四までの規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額。以下「負担基本額」という。）から、当該被災県が自ら当該特定災害復旧等港湾工事を施行することとした場合に国が当該負担基本額を基準として当該被災県に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とするものとすることとした。（第七条関係）
4　道路法の特例
㈠　国土交通大臣又は法第六条第二項の県は、同条第一項又は同条第二項の規定により特定災害復旧等道路工事を施行しようとするときは、あらかじめ、路線名、工事の区間及び工事の開始の日を公示しなければならないものとすることとした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とすることとした。（第八条第一項及び第九条関係）
㈡　法第六条第三項又は同条第四項の規定により国土交通大臣又は同条第二項の県が同条第一項の被災地方公共団体又は同条第二項の被災市町村に代わって行う権限を定めるものとすることとした。（第八条第二項及び第九条関係）
5　海岸法の特例
㈠　主務大臣又は法第七条第二項の県の知事は、同条第一項又は同条第二項の規定により特定災害復旧等海岸工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならないものとすることとした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とすることとした。（第一二条第一項及び第一三条関係）
㈡　法第七条第三項又は同条第四項の規定により主務大臣又は同条第二項の県の知事が同条第一項の被災地方公共団体の長又は同条第二項の被災市町村の長に代わって行う権限を定めることとした。（第一二条第二項及び第一三条関係）
6　地すべり等防止法の特例
㈠　主務大臣は、法第八条第一項の規定により特定災害復旧等地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を告示しなければならないものとすることとした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とすることとした。（第一七条第一項関係）
㈡　法第八条第二項の規定により主務大臣が同条第一項の被災県の知事に代わって行う権限を定めることとした。（第一七条第二項関係）
7　下水道法の特例
㈠　法第九条第一項の県は、同項の規定により特定災害復旧下水道工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならないものとすることとした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とすることとした。（第二一条第一項関係）
㈡　法第九条第二項の規定により同条第一項の県が同項の被災市町村に代わって行う権限を定めることとした。（第二一条第二項関係）
8　河川法の特例
㈠　国土交通大臣又は法第一〇条第二項の県の知事は、法第一〇条第一項又は同条第二項の規定により特定災害復旧等河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事を行う河川の名称及び区間並びに工事の開始の日を公示しなければならないものとすることとした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とすることとした。（第二二条第一項及び第二三条第一項関係）
㈡　法第一〇条第三項又は同条第四項の規定により、国土交通大臣又は同条第二項の県の知事が同条第一項の被災地方公共団体の長又は同条第二項の当該被災市町村の長に代わって行う権限を定めることとした。（第二二条第二項及び第二三条第二項関係）
9　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例
㈠　国土交通大臣は、法第一一条第一項の規定により特定災害復旧等急傾斜地崩壊防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ、工事の区域及び工事の開始の日を公示しなければならないものとすることとした。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とすることとした。（第二六条第一項関係）
㈡　法第一一条第二項の規定により国土交通大臣が同条第一項の被災県の知事に代わって行う権限を定めることとした。（第二六条第二項関係）
10　この政令は、公布の日から施行することとした。